

委託役務業務（測量・建設コンサルタント等業務を除く）および
物品調達の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和3年3月16日
大阪広域水道企業団
経営管理部会計課

委託役務業務および物品調達の入札参加資格に係る書類の提出方法について（お知らせ）

大阪広域水道企業団の委託役務業務および物品調達に係る電子入札の案件について、入札参加資格に係る書類の提出方法を下記のとおり変更しますのでお知らせいたします。

記

1 対象とする案件

大阪広域水道企業団が発注する委託役務および物品調達に係る電子入札案件（※）

（※）ただし、別途提出方法を指定する一部の案件（総合評価落札方式等）は除きます。

2 書類の提出方法（変更内容）

対象となる案件について、開札後、会計課契約グループから落札候補者である旨の連絡を受けた入札参加者のみが指定された期日までに提出することとなります。

※詳細は別紙参照

3 適用日

令和3年4月1日以降に公告する案件から適用

問合せ先

大阪広域水道企業団 経営管理部

会計課 契約グループ

TEL 06-6944-6047

(別紙)

書類の提出方法について（比較）

	現行	変更後
提出義務者	全ての入札参加者	落札候補者のみ (落札候補者は契約グループから連絡)
提出期日	開札日（配達日指定）	落札候補者である旨の連絡を受けた日の翌々日 （持参の場合は午後5時まで） までに必着
提出方法	郵送等のみ	持参 又は 郵送等 （配達記録の残るものに限る）

なお、落札候補者のみ入札参加資格に係る書類の提出を求める案件については、当面の間、電子入札公告の1ページ目に以下のように注意喚起文を記載しますので、ご確認ください。

令和3年度より、大阪広域水道企業団が発注する委託役務業務（もしくは物品調達）に係る電子入札案件については、一部の案件を除き、入札参加資格に係る書類の提出方法が変更になりました。
詳細については「6 提出書類一覧（3）」をご確認ください。